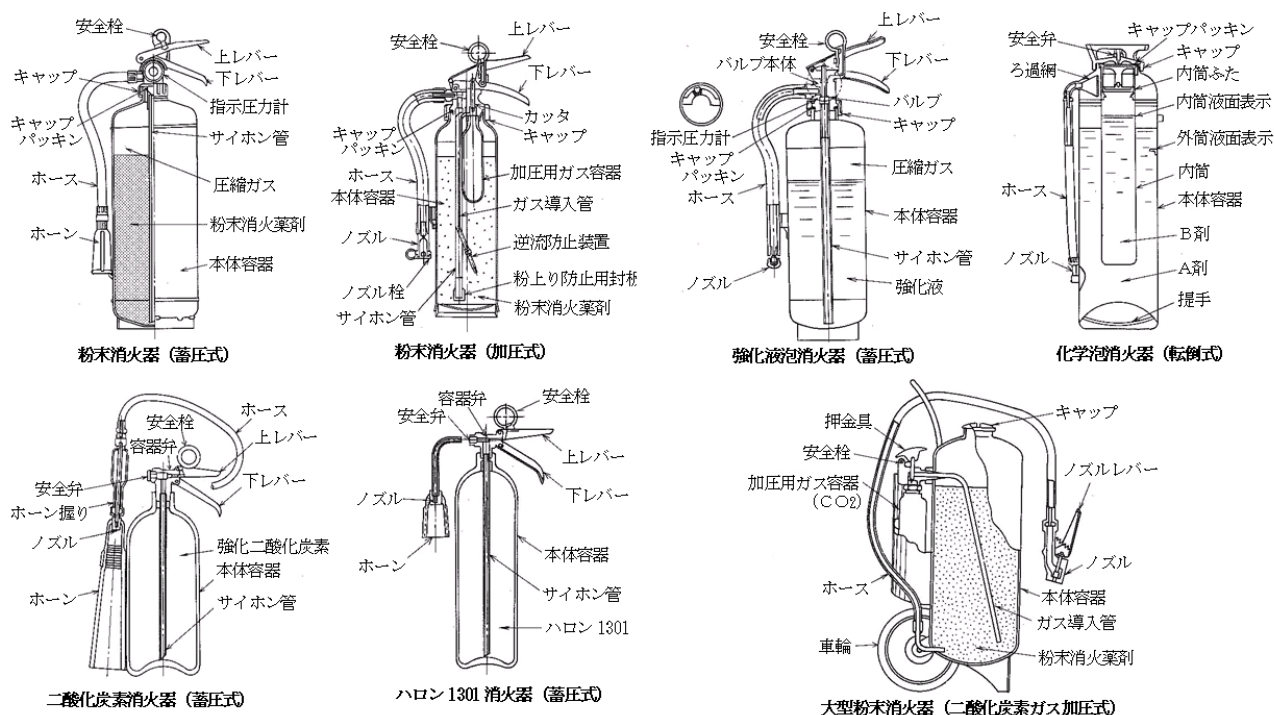


第 1 消火器具

消火器具とは、初期段階の火災の消火を主目的としたもので、消火器及び簡易消火用具をいう。



1 消火器具の種類と適応性

- (1) 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和 39 年自治省令第 27 号。以下「規格省令」という。)に適合したものであること。
- (2) 前(1)の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和 39 年自治省令第 28 号)に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、令第 7 条第 2 項第 1 号イからニに掲げるものとする。
- (4) 消火器具の適応性は、令第 10 条第 2 項第 1 号(令別表第 2)によること。

2 能力単位

- (1) 消火器具の能力単位は、規則第 6 条第 1 項の規定及び規格省令によること。
- (2) 能力単位の算定
 - ① 規則第 6 条から第 8 条及び条例第 34 条の 2 の 2 第 3 項の規定によるほか、次によること。(第 1 - 1 表参照)

第 1－1 表

	防 火 対 象 物 の 区 分	面 積
政 令 及 び 規 則	令別表第 1 (1) 項イ、(2) 項、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項及び(17) 項に掲げる防火対象物	50 m ² 〔100 m ² 〕 注 1
	令別表第 1 (1) 項ロ、(3) 項から(6) 項まで、(9) 項及び(12) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物	100 m ² 〔200 m ² 〕 注 1
	令別表第 1 (7) 項、(8) 項、(10) 項、(11) 項及び(15) 項に掲げる防火対象物	200 m ² 〔400 m ² 〕 注 1
	少量危険物	$\frac{\text{貯蔵又は取扱い最大数量}}{\text{指 定 数 量}}$
	指定可燃物	$\frac{\text{貯蔵又は取扱い最大数量}}{\text{危令別表第 4 の数量} \times 50}$
	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所 注 2	100 m ² 以下ごとに 1 個
	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 注 3	25 m ²
条 例	令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物	150 m ² 〔300 m ² 〕 注 1
	変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 注 2 (令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又は、その部分に存する場所は除く。)	100 m ² 以下ごとに 1 個
	鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 注 3 (令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所は除く。)	25 m ²

注 1 〔 〕 内の数値は、特定主要構造部を耐火構造とし、内装を難燃材料とした場合に適用（規則第 6 条第 2 項）

注 2 規則及び条例に規定するその他これらに類する電気設備のある場所とは 4.(2) によるものとする。

注 3 規則及び条例に規定するその他多量の火気を使用する場所とは、4.(3) によるものとする。

② 条例第 34 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に規定する各部分に設ける消火器具の能力単位は、1 以上とする。

③ 能力単位の算定方法

ア 令第 10 条第 1 項の規定との関連における条例第 34 条の 2 の 2 の規定の適用は、次によること。

なお、令の規定を適用する場合は、規則第 6 条第 2 項の規定を適用する。

(ア) 防火対象物の一部が、令の適用を受ける場合は、令の適用を受ける部分以外の部分の床面積を 150 m² で除して得た数値以上とすること。（第 1－1、2 図参照）

(15) 項	(3) 項ロ
150 m ²	150 m ²
条例規制	令規制

延面積 300 m²

(3) 項ロ $\frac{150 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2} = 1.5$ 2 単位

(15) 項 $\frac{150 \text{ m}^2}{150 \text{ m}^2} = 1$ 1 単位

(小数点以下は切り上げ、以下同じ)

当該防火対象物の能力単位は 3 単位

第 1－1 図

(2)項	(3)項口	(5)項口	(2)項口 $\frac{45 \text{ m}^2}{50 \text{ m}^2} = 0.9$ 1 単位
45 m ²	45 m ²	90 m ²	(3)項口と(5)項口 $\frac{45 \text{ m}^2 + 90 \text{ m}^2}{150 \text{ m}^2} = 0.9$ 1 単位
令規制	条例規制	条例規制	

延面積 180 m² 当該防火対象物の能力単位は 2 単位

第 1 - 2 図

(イ) 防火対象物全体が令の適用を受けない場合は、当該防火対象物の延面積を 150 m²で除して得た数値以上とする。(第 1 - 3 図参照)

専用住居	(3)項口	$\frac{120 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2}{150 \text{ m}^2} = 1.2$ 2 単位
120 m ²	60 m ²	

延面積 180 m² 当該防火対象物の能力単位は 2 単位

第 1 - 3 図

イ 少量危険物、指定可燃物の場合

(ア) 少量危険物 (屋内タンクで灯油 400ℓを貯蔵する場合)

(第 2 石油類 指定数量 1,000ℓ)

$$\frac{400\ell}{1,000\ell} = 0.4 \quad 1 \text{ 単位}$$

少量危険物の能力単位は 1 単位

(イ) 指定可燃物 (倉庫内に綿花類を 4,000 kg 貯蔵する場合)

(綿花類 危政令数量 200 kg)

$$\frac{4,000 \text{ kg}}{200 \text{ kg} \times 50} = 0.4 \quad 1 \text{ 単位}$$

指定可燃物の能力単位は 1 単位

(ウ) 指定可燃物 (倉庫内に紙くずを 5,000 kg 貯蔵する場合)

(紙くず 危政令数量 1,000 kg)

$$\frac{5,000 \text{ kg}}{1,000 \text{ kg} \times 50} = 0.4 \quad 1 \text{ 単位}$$

指定可燃物の能力単位は 1 単位

ウ 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備 (屋内に面積 150 m²の変電設備を設置する場合)

$$\frac{150 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2} = 1.5 \quad 2 \text{ 個} \quad \text{電気設備に必要な消火器は 2 個}$$

設置に係る面積の算定については、次によること。

(ア) 感電防止用フェンス等により囲われた部分とする。

(イ) キュービクル式の変電設備の場合は水平投影面積とする。

上記以外の場合は、当該室の床面積とする。

エ 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場合（ボイラー室の床面積が 50 m²の場合）

$$\frac{50 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2} = 2 \quad 2 \text{ 単位}$$

当該部分の能力単位は 2 単位

設置に係る床面積の算定については、次によること。

（ア） 室を形成する場合

当該室とする。

（イ） 室を形成しない場合

条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。

（ウ） 厨房部分

建基令第 128 条の 5 第 6 項の規定により、内装規制が必要な調理室の床面積とする。

オ 条例第 34 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による能力単位の算定については、前ウ又はエを準用する。

3 設置及び配置等

（1） 設置場所

令第 10 条第 2 項第 2 号及び規則第 9 条の規定によるほか、屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設置する場合は、適当な防護措置を講じること。

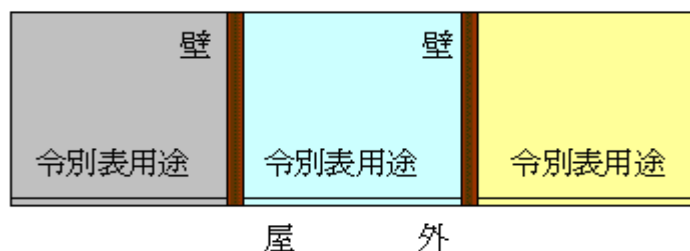
（2） 配置等

規則第 6 条第 6 項及び規則第 7 条第 1 項の規定によるほか、次によること。

① 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設は、消火器の本来の目的として使用が困難なため、規則第 6 条第 6 項の規定により各階に設置される本数の消火器をナースステーション等の有効に使用可能な場所に集中して配置できるものとする。

② 令別表用途で相互に往き来ができない場合にあっては、それぞれの令別表用途に設置すること。☞ ii（第 1－4 図参照）

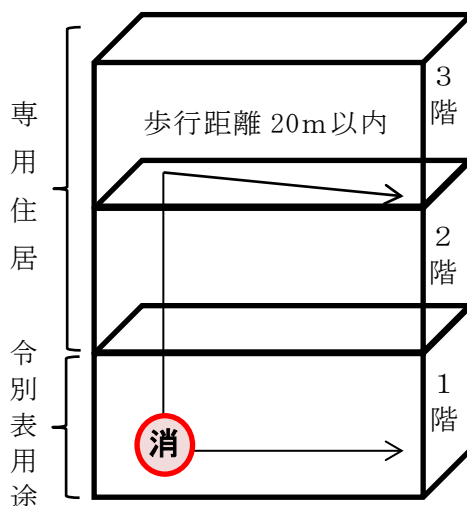
なお、共用部分に設けることができる場合は、この限りでない。



第 1－4 図

③ 連続式長屋（店舗、事務所等と専用住居併用の長屋式防火対象物）又は店舗併用型住宅の専用住居部分は、専用住居部分から令別表第 1 の用途部分に設置された消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるように消火器具を配置した場合は、令第 32 条及び条例第 34 条の 14 の規定を適用し、専用住居部分は設置しないことができる。（第 1－5 図参照）

専用住居部分の消火器の設置を免除できる例



第 1 - 5 図

- ④ 省令 40 号特定共同住宅に設置する場合は、省令第 40 号第 3 条第 2 項第 1 号によること。
- ⑤ メゾネット型共同住宅にあっては、一住戸を一階層とみなし、歩行距離 20m 以下となるように消火器具を設置することができる。
- ⑥ 共同住宅で、次の条件を満たす場合は、パイプシャフト等内に設置できるものとする。
- ア 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識を扉の前面に設置すること。
 - イ 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。
 - ウ 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な構造とすること。
 - エ パイプシャフト等内に設置している旨を入居者全員に周知徹底すること。
- ⑦ 体育館等で、当該施設の使用上、消火器具を歩行距離 20m 以下で設置することが困難な場合は、規則第 6 条第 6 項の規定により各階に設置される本数の消火器具を有効に使用することができる場所に設置できるものとする。
- ⑧ 小規模特定飲食店等（火気を使用する設備や器具があるものに限る。）がある階ごとに設置すること。
- ⑨ 規則第 32 条の 3 の畜舎等及び堆肥舎で、「専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く」各部分から 20m ごとに配置すること。
- (3) 標識
- 規則第 9 条第 4 号によるほか、第 34 標識によること。

4 規則第 6 条第 3 項から第 5 項及び条例第 34 条の 2 の 2 第 2 項各号の取扱いについて

- (1) 火花を生ずる設備のある場所は、グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機、その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。（規則及び条例の取扱い）
- (2) 変電設備又は発電設備その他これらに類する電気設備のある場所及び全出力の算定は、次のとおりとする。（規則及び条例の取扱い）
- ① 変電設備（電圧を變成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー等の電気機器によって構成されるもの。）で全出力が 20kW を超えるものがある場所をいう。
 - ② 発電設備は、内燃機関によるものだけでなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電の発電設備のある場所をいう。

- ③ その他これらに類する電気設備は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断器、計器用変成器等をいう。）及び蓄電池設備のある場所をいう。

なお、次のいずれかに該当するもののある場所を除く。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

イ 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

ウ 蓄電池設備で、蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定める出火防止措置が講じられたもの

エ 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御式のもの

オ 配線、照明、電動機等

カ 急速充電設備で全出力が 20 kW 以下のもの

- ④ 変電設備及び発電設備の全出力の算定は、次によること。

ア 変電設備

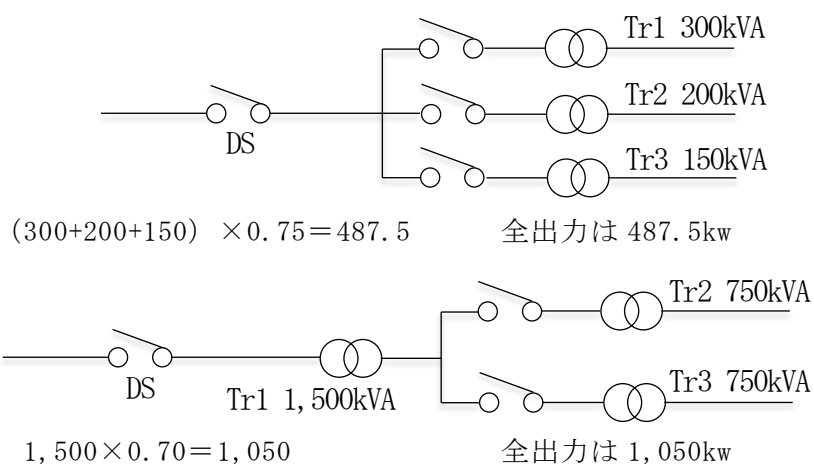
全出力は、受電用遮断器の二次側に接続される変圧器の定格容量 kVA（一の変圧器の容量が 3 kVA 未満のものは除く。）の和に次表の係数を乗じて算定する。この場合、主変圧器（連絡変圧器）の二次側に接続される変圧器の容量は含まないものとする。

なお、設置場所が異なる場合は、設置場所ごとに全出力を算定する。

変圧器の定格容量の合計	係 数
500kVA 未満	0.80
500kVA 以上 1,000kVA 未満	0.75
1,000kVA 以上	0.70

※500kw=667KVA、1,000kw=1,428KVA

〔計算例〕



ただし、Tr 1 と Tr 2、Tr 3 の設置場所（区画）が異なる場合は、場所ごとに全出力を計算する。

イ 発電設備

全出力は、防火区画ごとに設置された発電機の定格出力(kw)を合計し算定する。

なお、発電機の出力が kVA で表されている場合には、発電機の力率を乗じること。

- (3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所は、次のとおりとする。（規則及び条例の取扱い）

- ① 厨房（個人の厨房を除く。令第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「防火上有効な措置とし

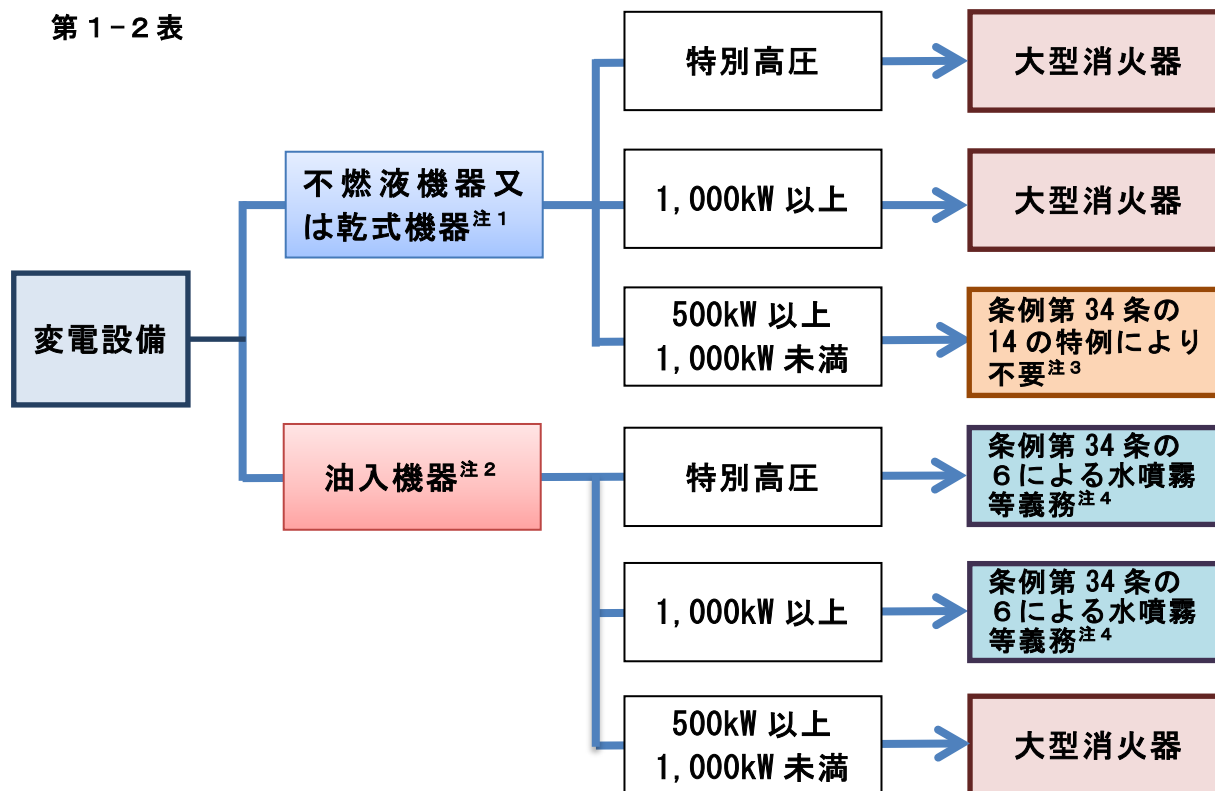
て総務省令で定める措置が講じられているもの」を含む。)

- ② 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
 - ③ 工業炉及びかまどを設置する場所
 - ④ 熱風炉を設置する場所
 - ⑤ 公衆浴場の火焚場
 - ⑥ 火葬場のかま場
 - ⑧ サウナ室（個人の住居に設けるものを除く。）
 - ⑨ 入力合計が 350kw の給湯設備、ガスヒートポンプ等を設置する場所
- (4) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所とは、次のとおりとする。(条例の取扱い)
- ① 核燃料物質とは原子力基準法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和 32 年政令第 325 号）第 1 条第 1 号から第 8 号までに掲げる物質のある場所をいう。
 - ② 放射性同位元素とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項及び同法施行令（昭和 35 年政令第 259 号）第 1 条並びに放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号）に掲げるものの場所をいう。
- (5) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は条例別表第 7 の品名欄に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「指定可燃物等」という。）で同表の数値欄に定める数量未満のものを煮沸する設備又は器具のある場所とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で指定可燃物等を加熱又は煮沸する設備のある場所のことで、煮沸する設備とは、必ずしも指定可燃物等が沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。(条例の取扱い)

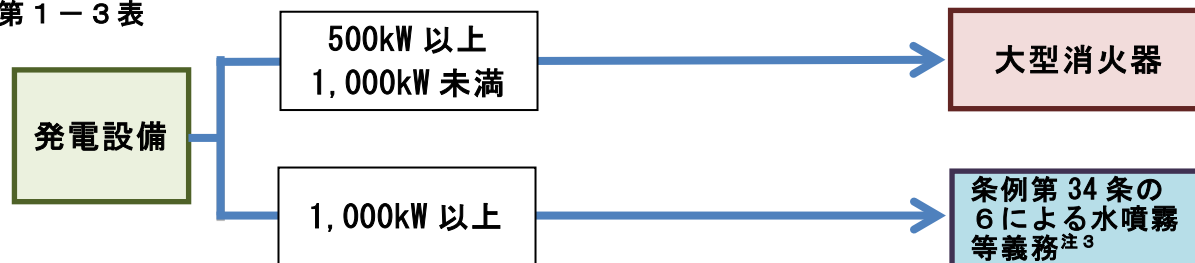
5 条例第 34 条の 3 第 1 項各号の取扱いについて

(1) 令第 13 条により床面積が 200 m²以上で別表第 1 に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分には水噴霧消火設備等を設置する必要があるが、条例第 34 条の 3 第 1 項各号の取扱いについては第 1－2 表及び第 1－3 表のとおりとする。

第 1－2 表



第 1－3 表



注 1 不燃液機器又は乾式機器を使用する変電設備とは、主要な機器（主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等をいう。以下同じ。）全てに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びに JIS C 4003 の機器絶縁を施したものを使用した変電設備をいう。また、モールド変圧器（巻線を耐熱、電気絶縁性に優れたエポキシ樹脂などで覆った変圧器をいう。）を使用した変電設備については、乾式機器に該当するものであること。

注 2 油入機器とは、主要な機器の一部又は全部に電気絶縁油を使用した変電設備をいう。また、電気絶縁油とは、JIS C 2320 に定めるもの及びその他の絶縁油（不燃性のものを除く。）をいう。

なお、植物油を使用する変圧器で、一定の要件を満たすものについては、水噴霧消火設備等に代えて大型消火器を設置することができる。（令和 5 年消防予第 205 号参照）

注 3 令第 13 条で水噴霧消火設備等の設置が義務になる場合は、特例適用要件として大型消火器の設置が必要になるので注意すること。

注 4 水噴霧消火設備等の設置が義務になる（代替設置含む）場合において、規則第 8 条第 3 項の規定に適合する場合は、大型消火器を設置しないことができる。

- (2) 条例第 11 条第 1 項第 3 号（ただし書きの場合を除く。）の規定により不燃区画された場所に設ける変電設備及び発電設備については、不燃区画された部分ごとに、それぞれ別の設備ある場所とみなし適用する。
- (3) 変電設備及び発電設備における全出力の算定方法は、前 4.(2)を準用する。

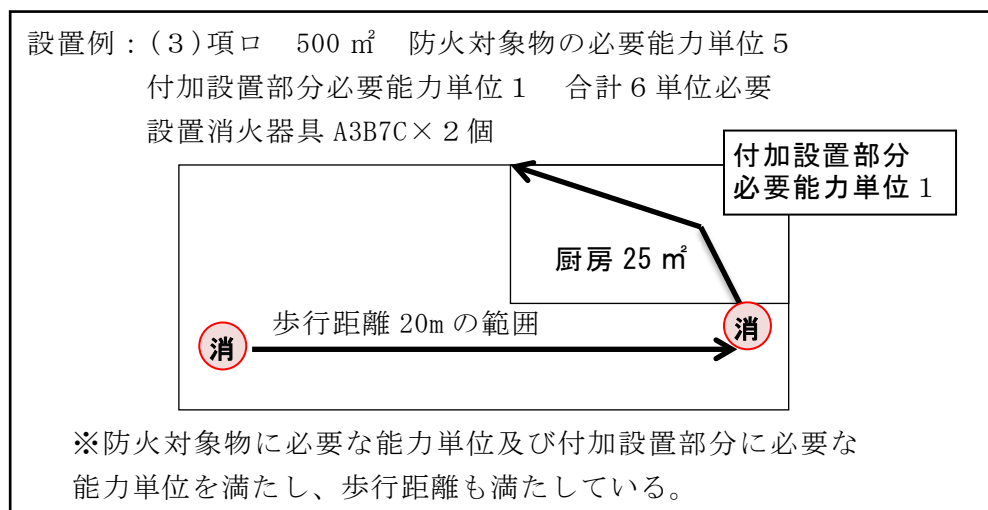
(参考) 電圧の区分	
低圧	使用電圧 交流 600V・直流 750V 以下の電圧
高圧	使用電圧 交流 600V・直流 750V を超え、7,000V 以下の電圧
特別高圧	使用電圧 7,000V を超える電圧

6 付加設置すべき部分の消火器具の取扱いについて

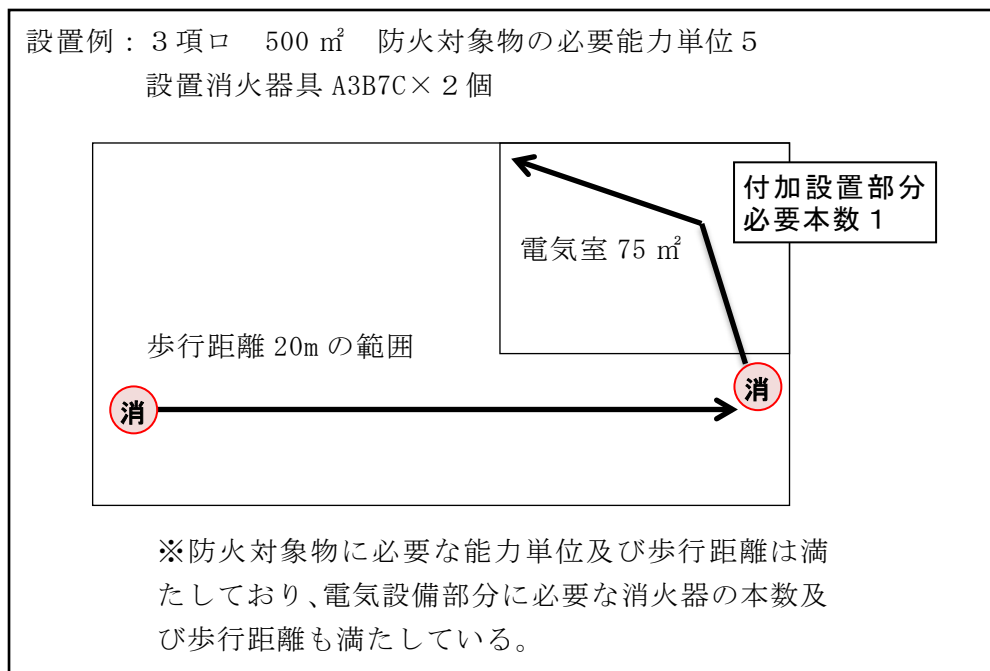
- (1) 令第 10 条第 1 項又は条例第 34 条の 2 の 2 第 1 項の規定により防火対象物に設置される消火器具が、規則第 6 条第 3 項及び第 5 項又は条例第 34 条の 2 の 2 第 2 項各号（第 2 号を除く。）の規定によりボイラー室等に設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満たす場合は、当該防火対象物設置の消火器と兼用することができる。（第 1－6 図参照）

なお、規則第 6 条第 4 項及び条例第 34 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号の規定による電気設備が存する部分に設ける消火器具にあつては、防火対象物に設置される消火器具（消火器に限る。）が電気設備設置部分に必要な消火器の個数と歩行距離を満たす場合は、当該防火対象物設置の消火器と兼用することができる。（第 1－7 図参照）

- (2) 前(1)により消火器具を設置する場合の消火器の設置場所は出入口付近の廊下、通路等の避難上支障のない位置に設置すること。☞ i

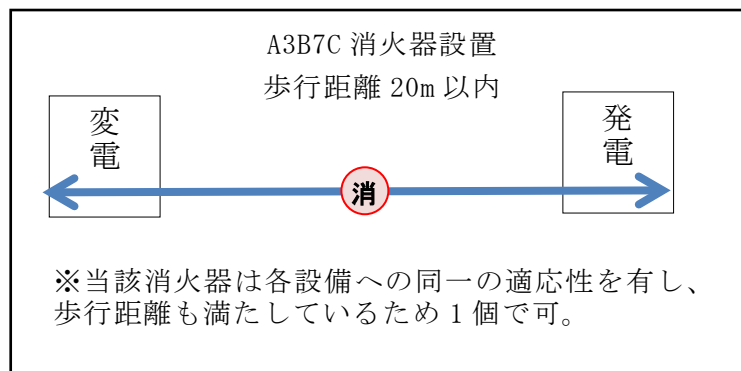


第 1－6 図



第 1－7 図

- (3) 規則第 6 条第 3 項から第 5 項及び条例第 34 条の 2 の 2 第 2 項各号により屋上に設置される消火器については、第 1－8 図のとおり一の消火器が各設備への同一の適応性を有し、かつ、それぞれの能力単位（電気設備については個数）と歩行距離を満たす場合は、当該消火器による警戒で良く、重複設置は必要ないものとして取り扱って差し支えないものとする。



第 1－8 図